



# 和歌山市公報

令和7年（2025年）12月15日

第1813号

発行所 和歌山市役所

発行日 毎月 1日 15日

## 目 次

### 【告示】

番号		ページ
368	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））	（納税課） 3
369	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課） 4
370	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課） 5
371	放置自転車等の処分	（まちなみ景観課） 6
372	道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課） 7
373	道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課） 8
374	道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課） 9
375	公示送達（令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書）	（市民税課） 10
376	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））	（納税課） 11
377	公金の徴収に関する事務の委託	（高齢者・地域福祉課） 12
378	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課） 13
379	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課） 14
380	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定	（指導監査課） 15
381	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定	（指導監査課） 16
382	消防法の規定によるたき火又は喫煙の制限	（予防課） 17

### 【公 告】

○	道路位置の指定	（建築指導課） 18
○	指定道路の取消し	（建築指導課） 19
○	道路位置の指定	（建築指導課） 20
○	開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 21
○	開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 22
○	道路位置の指定	（建築指導課） 23
○	和歌山都市計画道路事業3・4・13号貴志琴ノ浦線の土地收用法（昭和26年法律第219号）による裁決申請書及び明渡裁決の申立てに係る書類の写しの縦覧	（道路政策課） 24
○	道路位置の指定	（建築指導課） 25

### 【教育委員会告示】

14	教育委員会の招集	（教育政策課） 26
----	----------	------------

### 【農業委員会公告】

○	農業委員会の招集	（農業委員会事務局） 27
---	----------	---------------

### 【企業局告示】

39	和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名の変更	（企業総務課） 28
----	--------------------------------	------------



和歌山市告示第368号

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年12月4日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和7年12月4日掲示済）

## 和歌山市告示第369号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年12月4日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年11月22日及び同月26日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年11月20日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年11月18日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

## 3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車		
普通自動二輪車	1台につき	4,000円
大型自動二輪車		

## 5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和7年12月4日掲示済)

## 和歌山市告示第370号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年12月4日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場	令和7年11月19日及び同月28日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車		
普通自動二輪車	1台につき	4,000円
大型自動二輪車		

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合せ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和7年12月4日掲示済)

和歌山市告示第371号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年12月4日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和7年12月5日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年8月19日及び同月29日	令和7年9月4日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和7年8月19日、同月26日及び同月27日	令和7年9月4日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

（令和7年12月4日掲示済）

## 和歌山市告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和7年12月5日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月5日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
10-60	高松60号線	和歌山市西高松二丁目 76番1地先	旧	116.80	2.1 ～ 2.6
		～ 和歌山市西高松二丁目 303番1地先	新	114.36	2.1 ～ 2.6

(令和7年12月5日掲示済)

## 和歌山市告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和7年12月9日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月9日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
25-1	岡崎1号線	和歌山市井辺84番1地先 ～ 和歌山市井辺84番25地先	旧	38.32	4.80 ～ 5.30
			新	38.32	5.62 ～ 6.54

（令和7年12月9日掲示済）

## 和歌山市告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和7年12月11日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月11日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
22-28	貴志28号線	和歌山市梅原104番10地先 ～ 和歌山市梅原110番11地先	旧	119.62	2.40 ～ 4.70
			新	119.62	6.00 ～ 9.95

（令和7年12月11日掲示済）

**和歌山市告示第375号**

納税通知書を別紙の者に送付したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年12月12日

和歌山市長 尾花正啓

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 1 送達書類の名称 | 令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書     |
| 2 交付期限    | 公示日より7日を経過した日から5年        |
| 3 交付場所    | 和歌山市財政局税務部市民税課<br>(別紙省略) |

(令和7年12月12日掲示済)

和歌山市告示第376号

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年12月12日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和7年12月12日掲示済）

和歌山市告示第377号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243の2条第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月12日

和歌山市長 尾花正啓

1 委託を受けた者

名称 公益社団法人和歌山市シルバー人材センター  
住所又は事務所の所在地 和歌山市新生町2番12号

2 委託した公金事務に係る歳入

ふれあいの郷雑入（サシェ販売収入）

3 指定した日

令和6年4月1日

4 委託した日

令和7年10月1日

（令和7年12月12日掲示済）

## 和歌山市告示第378号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項及び第115条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条、第78条の11及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3070106376	株式会社いづみヒルズ	訪問介護いづみヒルズ 和歌山市毛見342-26	訪問介護	令和7年11月30日
3050180045	医療法人稻祥会	介護老人保健施設かまやま苑 和歌山市和田350番地	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和7年11月30日
3070114453	株式会社桜	ライフ 和歌山市松江1325-8	訪問介護	令和7年11月30日
3070114453	株式会社桜	ライフ 和歌山市松江1325-8	通所介護	令和7年11月30日
3070114156	株式会社ほっこり	株式会社ほっこり 和歌山市湊4-6-10	訪問介護	令和7年11月30日
3070106574	医療法人真正会	デイサービスりゅうじん 和歌山市北中島1丁目2-4	地域密着型通所介護	令和7年11月30日

（令和7年12月15日掲示済）

## 和歌山市告示第379号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 06376	株式会社いづみヒルズ	訪問介護いづみヒルズ 和歌山市毛見342-26	予防給付型訪問 サービス 生活支援型訪問 サービス	令和7年11月30 日
30701 13737	合同会社きずな	ヘルパーステーション紺 和歌山市馬場225番地1 0	生活支援型訪問 サービス	令和7年11月30 日
30701 14156	株式会社ほっこり	株式会社ほっこり 和歌山市湊4-6-10	予防給付型訪問 サービス	令和7年11月30 日
30701 06574	医療法人真正会	デイサービスりゅうじん 和歌山市北中島1丁目2- 4	予防給付型通所 サービス	令和7年11月30 日

(令和7年12月15日掲示済)

## 和歌山市告示第380号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文による指定をしたので、同法第78条の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 15260	株式会社ファミリエ	ライフ 和歌山市松江1325-8	訪問介護	令和7年12月1日
30701 15260	株式会社ファミリエ	ライフ 和歌山市松江1325-8	通所介護	令和7年12月1日

(令和7年12月15日掲示済)

## 和歌山市告示第381号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
27712 00678	株式会社いづみヒルズ	いづみヒルズ介護サービス 大阪府泉南郡熊取町紺屋 2丁目9番1-202号	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和7年12月1日
30701 15260	株式会社ファミリエ	ライフ 和歌山市松江1325-8	予防給付型訪問サービス	令和7年12月1日
30701 15260	株式会社ファミリエ	ライフ 和歌山市松江1325-8	予防給付型通所サービス	令和7年12月1日
30717 01043	合同会社八幡	ヘルパーステーションびーち 和歌山県紀の川市東大井 321-4	予防給付型訪問サービス	令和7年12月1日

(令和7年12月15日掲示済)

和歌山市告示第382号

消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定により、たき火又は喫煙の制限を行うので、和歌山市火災予防規則（昭和37年規則第33号）第18条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 制限を行う区域及び制限の別

所在地	制限を行う区域	制限の別
和歌山市紀三井寺1201番地	紀三井寺護国院の境内	たき火及び喫煙
和歌山市和歌浦西2丁目1番24号	天満神社の境内	たき火及び喫煙
和歌山市和歌浦西2丁目1番20号	東照宮の境内	たき火及び喫煙
和歌山市岩橋1411番地	紀伊風土記の丘の全域	たき火及び喫煙
和歌山市加太	通称 地ノ島の全域	たき火

備考 制限を行う区域は、喫煙所が設置された場所を除く。

2 制限を行う期間

令和8年1月1日から同年12月31日まで

(令和7年12月15日掲示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和7年12月2日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和7年11月21日 和建指第2777号	和歌山市野崎字中洲204 番52の一部	和歌山市黒田一丁目2番1 7号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	6.00m × 42.60m 42.60m

（令和7年12月2日掲示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を一部取消したので、和歌山市建築基準法施行細則（平成11年規則第69号）第15条第4項の規定により公告する。

令和7年12月2日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	取消した 地名地番	取消し後の 道路幅員×延長 総延長	取消した日
昭和43年12月3日 (県) 284-1号	和歌山市野崎字中洲20 4番2の一部、204番 52の一部、204番5 3の一部	4. 00m×182m 総延長 182m	令和7年11月21日

（令和7年12月2日掲示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和7年12月4日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和7年12月1日 和建指第2786号	和歌山市木ノ本字宇津輪3 61番8の一部	和歌山市狐島508番地 三幸建設株式会社 代表取締役 島本 義久	6.00m × 66.55m 66.55m

（令和7年12月4日掲示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年12月8日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市西庄字東池ノ内78番	(登載省略)

（令和7年12月8日掲示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年12月8日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市加太字炭谷936番5、2362番60	大阪府枚方市招提田近2-1-3 株式会社くらこん 代表取締役社長 伝宝啓史

（令和7年12月8日掲示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和7年12月8日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和7年12月3日 和建指第2784号	和歌山市加納字四ツ辻21 0番4、210番6	和歌山市有家330番地4 有限会社 エステートニシ カワ 代表取締役 西川 純司	6.00m × 65.26m 65.26m

（令和7年12月8日掲示済）

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項及び第47条の4第1項の規定により、和歌山県収用委員会から同法に基づく裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しの送付があったので、同法第42条第2項及び第47条の4第2項において準用する第42条第2項の規定により公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、土地所有者、関係人及び損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は、縦覧期間内に同法第43条及び第47条の4第2項において準用する第43条の規定により、和歌山県収用委員会（和歌山県庁内）に意見書を提出することができる。

令和7年12月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 起業者名

国土交通大臣

2 事業名

和歌山都市計画道路事業3・4・13号貴志琴ノ浦線

3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

所在及び地番	地 目	
	登記簿	現況
和歌山県和歌山市和歌浦東二丁目690番6	雑種地	雑種地

4 縦覧場所

和歌山市 都市建設局 道路河川部 道路政策課

5 縦覧期間

公告の日から令和7年12月23日まで（日曜日、土曜日を除く。）

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（令和7年12月9日掲示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和7年12月12日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和7年12月8日 和建指第2763号	和歌山市園部字上前田15 55番の一部、1556番 の一部、1557番1の一部 部、1557番2の一部	和歌山市六十谷230番地 大伸住宅株式会社 代表取締役 松原 大典	6.00m × 57.90m 57.90m

（令和7年12月12日掲示済）

**和歌山市教育委員会告示第14号**

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和7年12月8日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

1 日時 令和7年12月11日（木）午後6時00分から

2 場所 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所11階 教育委員室

3 事案

- (1) 令和8年（2026年）和歌山市はたちのつどいについて
- (2) 和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の委嘱について
- (3) 令和7年度末教職員人事異動方針（案）について
- (4) 人事案件について
- (5) その他

（令和7年12月8日掲示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和7年12月5日

和歌山市農業委員会  
会長 谷河 繢

1 開催日時

令和7年12月10日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 事業計画変更申請に対する意見について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
- (6) 非農地通知について

(令和7年12月5日掲示済)

和歌山市企業局告示第39号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和7年12月3日

和歌山市公営企業管理者 濑崎典男

指定番号	第702号
変更年月日	令和7年11月25日

	変更前	変更後
指定工事店名	株式会社カンキ設備	
営業所所在地	和歌山市木枕292番地	
代表者氏名	代表取締役 林 寛先	代表取締役 林 宏樹

（令和7年12月3日掲示済）

和歌山市企業局告示第40号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和7年12月10日

和歌山市公営企業管理者　瀬崎典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府貝塚市澤1282番地 奥田商工株式会社 代表取締役 奥田 康雅	奥田商工株式会社	大阪府貝塚市澤1282番地	平成11年11月26日	第277号
和歌山市松島347番地の4 古川電設株式会社 代表取締役 石川 博繁	古川電設株式会社	和歌山市松島347番地の4	平成11年5月21日	第255号

（令和7年12月10日掲示済）